

公益社団法人日本口腔インプラント学会 中央選挙管理委員会規程

平成22年11月11日制定

(設置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第22条の規定に基づき、中央選挙管理委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款及び定款施行細則に規定する役員候補者及び代議員候補者選出にかかわる業務を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長及び各支部選挙管理委員会の委員長を含む委員若干名をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

3 各支部選挙管理委員会の委員長以外の委員は、委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、この規程の第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 本委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

(審議事項)

第7条 本委員会は、代議員選挙規定に準拠し次の事項を審議する。

(1) 正会員数の確認に関する事項

(2) 次期代議員候補者及び次期理事候補者の資格、身分の確認に関する事項

(3) その他、理事会から諮問された事項

(業務)

第8条 本委員会は、代議員選挙規定に準拠し次の業務を行う。

(1) 正会員数の確認

(2) 次期代議員候補者及び次期理事候補者の選出の特例の決定

(3) 次期代議員候補者及び次期理事候補者の資格の確認

(4) その他、前号の目的を達成するために必要な業務

(細 則)

第9条 この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

この規程は、令和2年9月19日に一部改正し、同日から施行する。

この規程は、令和3年2月14日に一部改正し、同日から施行する。

参 考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行

平成20年3月30日一部改正、平成20年4月1日施行